③　一般土木工事に係る一般競争参加資格により参加する異工種ＪＶの構成員又は単体は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが下記施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種ＪＶとしての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

㈠　一般土木工事の施工を担当する単体・異工種ＪＶの構成員は、下記の施工実績を有すること。

・河川における堰、水門又は閘門で、最大径間長が20ｍ以上の工事であること。

㈡　機械設備工事の施工を担当する単体・異工種ＪＶの構成員は、下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。

・河川用シェル構造ローラーゲートであること。ただし、上記はゲート設備全体のシステム設計及び施工をした場合とする。

⑥　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑦　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす工事の経験を有するものであること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が下記の工事経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者がそれぞれ担当する工事の施工経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

㈠　一般土木工事の施工を担当する配置予定技術者は、下記の施工経験を有すること。

・河川における堰、水門又は閘門で、最大径間長が20ｍ以上の工事であること。

㈡　機械設備工事の施工を担当する配置予定技術者は、下記の施工経験を有すること。

・河川用シェル構造ローラーゲートであること。ただし、上記はゲート設備全体のシステム設計及び施工をした場合とする。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　専任を要しない期間　機械設備工事を担当する１人の配置予定技術者は、請負契約締結後、据付着手までの期間は専任を要しないものとする。

⑶　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」及び「企業の高度な技術力（技術提案）」をもって入札し、次の㈠、㈡の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㈠　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㈡　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。

・技術提案の項目として「施工日数の短縮」「施工日数の短縮に係わる具体的な施工計画」「設計上の工夫」「堰柱補強工に対する品質確保」

③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④　②の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者に標準点（100点）を与え、さらに②の技術提案の施工計画の内容に応じて、それぞれ加算点を算出し与える。

⑤　②の「施工日数の短縮」については、本工事に伴う第Ⅱ期及び第Ⅲ期の各々の非出水期での現地施工日数の短縮に対して加算点を与える。

加算点は、入札参加予定者のうち、提案された非出水期毎の短縮日数が最大の者にそれぞれ５点の加算点を与える。それ以外の提案者については、短縮日数に応じて按分して加算点を与える。ただし、提案された短縮日数が各非出水期毎に６日未満の場合は加点しない。

⑥　②の「施工日数の短縮に係わる具体的な施工計画」については、提案内容に応じて、優（10点）、良（５点）、可（１点）及び不採用（０点）により評価を行い加算点を与える。

なお、施工計画のみの提案については認めない。

また、「施工日数の短縮に係わる具体的な施工計画」の提案項目が不採用となった場合、不採用となった提案項目に係る短縮日数を不採用とする。「施工日数の短縮に係わる具体的な施工計画」については、提案日数が６日未満であっても評価の対象とするが、提出された技術提案書における施工計画が不適切な場合は欠格とする。

⑦　「設計上の工夫」及び「堰柱補強工に対する品質確保」については、提案内容に応じて、それぞれ、優（15点）、良（８点）、可（２点）及び不採用（０点）により評価を行い加算点を与える。また、提出された技術提案書における施工計画が不適切な場合は欠格とする。